



意見受付公告 JIS F 規格の概要

規格番号	JIS F 0080 :202X
規格名称	舟艇—舟艇の識別—番号付与システム
英文規格名称	Small craft-Craft identification-Coding system
制定・改正の別	改正
審議委員会	舟艇分科会
基礎として用いた国際規格の番号、名称及び同等性	ISO 10087:2022, Small craft—Craft identification—Coding system (IDT)
概要	<p>この規格は、舟艇の識別を明確に行うための番号付与システムに関する次の事項について規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 製造された舟艇の製造業者の国名コード b) 製造業者の識別コード c) 製造番号 d) 製造年月 e) モデルイヤー <p>また、この規格は、船体の長さ (LH) 24 m 以下の全ての艇種及び材質の舟艇に適用する。</p> <p>今回の改正は、対応国際規格である ISO 10087 が改訂され、第 5 版が 2022 年に発行したことに伴い、最新の対応国際規格に整合させることを目的として改正を行った。</p> <p>なお、主な改正点は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 用語及び定義(箇条 3) 用語“舟艇識別番号”と同義の優先用語として“ウォータクラフト識別番号”を規定し、さらに、“製造業者の国”及び“舟艇”の 2 用語を追加した。 b) 舟艇識別番号の構成(箇条 4)において、次の改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 製造業者の国のコード表示の規定(4.2)において、製造国とする判断事例の記載を追加した。 2) 製造の月及び年表示の規定(4.5)において、旧規格では識別方法に関する要求事項だけであったが、建造月又は組立が開始された月よりも前であってはならず、かつ、舟艇が製造若しくは組立場所から出荷された月、又は市場に供給された月よりも後であってはならない、と新たに要求事項を追加した。 3) 識別番号の例(4.6)において、例の説明表のレイアウトを対応国際規格と同様に改め、注記を追加した。

	<p>c) 要求事項(箇条 5)及び追加情報の表示(箇条 6) 両箇条における“CIN”の表記を, “識別番号”に変更した。</p> <p>d) 場所(5.3) 旧規格では, 細分箇条(5.3)のぶら下がり段落での規定としていた“識別番号は, トランサムの上げん(舷)側の…”の表示場所の規定を, 5.3.1 の細分箇条での規定に改めた。これに伴い, トリマランの場合の識別番号の表示規定(5.3.5)を, 対応国際規格での誤記修正(解説の箇条 3 参照)も含めて, “5.3.1 及び 5.3.2 又は 5.3.3 に従い…”の規定とした。</p> <p>e) “参考文献”を追加した。</p>
--	---